

令和3年度（2021年度）予算の編成方針について

1 経済状況と国の動向

我が国の経済状況は、内閣府が令和2年9月24日に公表した月例経済報告によると「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きがみられる」とし、先行きについては、「各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある」としている。

政府が令和2年7月17日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2020」（骨太の方針2020）では、新型コロナウイルス感染症の拡大による世界経済の落ち込みなど国際秩序の揺らぎや、浮き彫りとなったデジタル化の遅れ、都市過密・一極集中のリスク等を指摘した上で、「時代の大きな転換点に直面しており、この数年で思い切った変革が実行できるかどうか、日本の未来を左右する」と強い危機感を示している。

ポストコロナ時代の新しい未来の姿として、変化を取り入れ多様性を活かすことにより、リスクに強い強靱性を高めながら、誰ひとり取り残されない、国民の一人一人が包摂的で生活の豊かさを実感できる「質」の高い経済社会の実現を目指している。

その実現のために、通常であれば10年かかる変革を一気に進め、新しい未来への原動力となる「デジタル化」へ集中投資・実装整備し、国・地方が一体となったデジタル基盤の統一及び標準化など、次世代型行政サービスの強力な推進や新しい働き方・暮らし方等の環境整備に集中的に取り組むとしている。

2 本市の財政状況と今後の見通し

令和元年度決算に基づく本市の財政状況は、歳入の16.1%を占める市税収入が前年度比2.6%の増となったものの、合併特例措置の段階的縮減の影響等に

より地方交付税が 3.8%の減となった。また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、前年度より 0.6 ポイント悪化して 90.4%となり、財政構造の硬直化が進む結果となったが、健全化判断比率については、いずれの指標も国が示す早期健全化基準を下回り、財政の健全性は保たれている。

令和 2 年 10 月に策定した中期財政計画によると、市税収入の大幅な増額が見込めない中、一般財源の確保が困難な状況にあり、令和 3 年度以降も収支が赤字となる非常に厳しい財政状況を見込んでいる。

歳出においては、人口減少対策等を積極的に推進していく中で、高齢化等の進行による社会保障関係費の増、生ごみ等資源化施設などの大型事業の実施など、財政負担の増加が想定されている。

今後の財政運営にあたっては、あらゆる手段で歳入確保の徹底を図るとともに、変化を恐れることなく前例踏襲という固定観念から脱却し、将来を見据えて効果や目標から逆算した事業の再構築を進めなければならない。

図 1 経常収支比率の推移

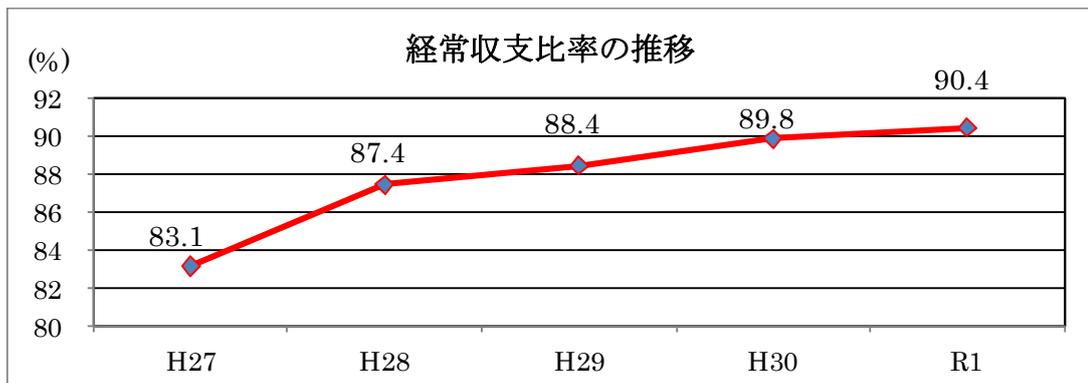


図2 市税の推移（令和2年10月中期財政計画による推計）



表1 歳入・歳出の推移（令和2年10月中期財政計画による推計）

（単位：百万円）

区分	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
歳入	31,659	32,232	31,470	30,773	29,574	29,458	29,459	28,940
歳出	29,602	30,910	31,470	31,594	30,558	30,446	30,443	29,757
収支	2,057	1,322	0	▲821	▲984	▲988	▲984	▲817

3 予算編成の基本方針

真庭市の人口は令和元年度の1年間で810人の減少となり、特に出生者数は平成29年度から3年連続で300人を割り込み224人となった。こうした少子化が続くことに危機感を持ち、人口減少のスピードを緩やかにしていくと同時に、人口の総合的価値（価値人口）を維持向上させることで、物理的人口減による社会的影響を克服する社会にしていくことが求められている。

また、農山村部において加速している若年女性層の転出超過を克服するという困難な課題に挑戦するため、関係部局の連携を図りながら総力を挙げて取り組む必要がある。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症に伴う緊急対策を講じながら、「安全・安心で魅力的な地域づくり」、「力強い循環型の地域経済づくり」、「持続可能な真庭の環境づくり」、「夢ある子育て、ひとづくりと豊かな文化づくり」に重点を置き、諸施策に取り組んでいる。

コロナ禍の先行きが見通せない状況であっても、地方分散型のモデルを目指す「SDGs 未来杜市」として、相互に尊重し合う共生社会を形成し、全ての人が存在感を持って輝く「真庭ライフスタイル」の実現を推進していかなければならない。

令和3年度においては、中期財政計画に基づく持続可能な財政運営を確保しつつ、「第2次真庭市総合計画（改訂版）」や「第2期真庭市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に沿って、行政評価を十分に踏まえた上で、出生数の向上や健康寿命の延伸などの人口減少対策、ヒト、モノ、カネが地域内で循環する「回る経済」の確立など、永続的な地域発展を意識した将来への投資は積極的に行うこととする。

さらに、次世代への責任の視点に立って、デジタル化などポストコロナ時代にふさわしい行政サービスへの転換を加速し、活力ある真庭の未来を切り開く予算編成とする。

4 予算編成に際しての留意点

税収減など厳しい財政状況を踏まえ、予算編成は、次の点に留意し、歳入歳出全般について、大胆な見直しを行うこととする。

(1) 財源の確保

市税や地方交付税等の確保はもとより、国・県補助制度及び民間資金の活用、市有未利用地等の売却、市税滞納金や税外未収金の回収、受益に対する適正な分担金・負担金の徴収、使用料等の適正化、ふるさと納税制度の活用などあらゆる歳入確保策を講じること。特に、民間資金の活用については、民間、財団等が実施する助成制度等の情報収集に努め、積極的に活用するなど、新たな財源確保策に取り組むこと。

(2) 事業の最適化・部局間連携の促進

無駄を省き、効率的な行政運営を実施するという観点から、前例踏襲することなく、全ての事業について、ゼロベースによる見直しを行うこと。

また、複数の部局にまたがる政策課題については、事前に十分協議・調整するなど積極的に関係部局間で連携し、事業内容が重複することのないよう、事業の一元化を図ること。

(3) スクラップ・アンド・ビルドと事業の終期設定

新規事業又は既存事業の拡充は、その事業が真に市民ニーズに基づくものか、本来市が行うべきものか、目的及び達成目標が明確になっているか等について十分な検討を行うこと。

また、予算要求において、その財源は既存事業の廃止、縮小等により捻出するスクラップ・アンド・ビルドを前提とすること。

さらに、新規事業については、必ず事業の終期又は見直し時期を設定すること（サンセット方式）とし、その期間は、原則として3年以内とするが、効果検証に基づき、適時、廃止を含めた見直しを行う。

(4) 役割分担の明確化とアウトソーシングの推進

国、県、市、関係団体及び市民のそれぞれが果たす役割を十分に検討し、責任分野と負担区分の明確化を図ること。

また、民間に任せることにより、サービスの質の向上及び経費の削減を図ることが可能な分野については、「真庭市アウトソーシング基本方針」に基づき、アウトソーシングを積極的に検討すること。

(5) 各種団体等に対する補助金及び負担金等について

補助金及び負担金については、「補助金・負担金の交付に関する指針」に示す補助金等交付・見直しの基本方針に基づき、次の重点項目により見直しを行うこと。

- ア 補助対象範囲の明確化
- イ 補助の整理統合による効率化
- ウ 終期の設定によるサンセット化
- エ 事業費補助への移行
- オ 新規、拡充の場合の全体最適化
- カ 補助金交付先団体の財政強化

(6) 行政評価の反映

限られた予算を有効活用し、最少の経費で最大の効果が挙げられるよう、事務事業の評価結果を予算要求に反映すること。評価結果を踏まえて事業の抜本的な見直しを行い、妥当性・効率性・有効性等の視点により優先順位を精査し、予算の重点化を図ること。

また、新規事業の提案については、事前評価を適切に実施すること。

(7) 公共施設等総合管理計画の推進

公共施設等に関する様々な課題に適正に対処するために策定した「真庭市公共施設等総合管理計画」の基本方針に留意しつつ、ライフサイクルコストを意識した施設管理を推進し、トータルコストの縮減及び平準化を図り、財政負担の軽減に努めること。

5 市債の活用方針

市債については、後年度の財政負担を考慮し、抑制を基調とするが、地方交付税により措置される市債については、適債性を判断した上で優先的に活用を図ることとする。また、活用にあたっては、真に充当すべき事業であるか否かの見極めを十分に行うこと。

過疎債については、現行の過疎地域自立促進特別措置法が令和2年度末で期限を迎えるが、現行法の条件が新法に継続されるものとして活用を検討すること。

また、合併特例債については活用期限が令和6年度までに限られていることから、効果的かつ計画的に活用すること。

市債活用にあたっては、各計画との整合を図るため、総合政策課及び財政課と事前協議の上、要求すること。

6 後年度負担の把握等

計画的な財政運営を確保するため、各種事業について、常に事業に係る人件費を含む後年度負担の見込みを把握し、将来多大な財政負担をもたらすことのないよう十分検討を行うこと。

新規事業や施設整備については、必ず計画段階から執行体制及び管理運営方法の方針を定め、事業化にあたっては、後年度負担の軽減を図るため、最も効率的な財源の活用が図られるよう配慮すること。

7 骨格予算

令和3年4月に市長・市議会議員選挙が実施される予定であることから、令和3年度の当初予算は、経常的な経費や継続的な事業に係る経費などを中心に計上する、骨格予算として予算編成を行う。

当初予算の要求については、新規事業などの政策的経費を含む、一年を通じた年間の経費を要求することとし、査定段階で当初予算事業と補正予算事業(肉付け予算)に振り分けを行う。

なお、年度途中における補正は、次に掲げる事業等の特別の理由がある場合を除き、補正は行わないので、予測される全ての歳入、歳出について厳重に見積りを行った上で要求すること。

- (1) 国県等の補助事業採択等による事業
- (2) 人事異動及び給与改定に伴う人件費
- (3) 災害復旧事業
- (4) その他補正で対応することが適切と認められる事業

8 特別会計及び企業会計に関すること

特別会計への繰出金及び企業会計への補助金は、一般会計に多大な影響を及ぼしており、適正化を図る必要があることから、事業内容を十分に精査し、必要な見直しを行うとともに、次の点について留意すること。特に、特別会計及び企業会計の財源不足額について、安易に一般会計からの繰入金に依存することなく、会計内での調整を基本とし、会計の健全かつ安定的運営に努め、国が示す繰出基準等に基づかない基準外の繰出金（赤字補てん等）となる一般会計からの繰入金の解消を目指すとともに、計画的に縮減を図ること。また、外部団体に対する負担金等については、当該団体の収支状況及び負担内容等の精査を行い、その必要性や負担割合等の適否について、十分な検討を行うこと。

- (1) 特別会計は、原則として独立採算制の堅持に努めるとともに、一般会計に準じ管理的経費の増嵩を避け、それぞれの会計の設置目的に沿って、年間必要額の積算を行うこと。
- (2) 公営企業会計は、一般会計との間の経費負担区分の明確化を図るとともに、経営の総点検を実施し、業務運営の合理化及び能率化に徹し、長期的見通しに立って企業としての独立採算制、経営の健全化、効率化を基礎とした予算見積りを行うこと。

9 予算要求基準

歳出予算の分類及び要求基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 経常経費【経常A】

行政運営上必要となる経費（施設管理費、行政運営費等）及び義務的経費（人件費、扶助費、公債費等）に係る経費であり、令和3年度予算の要求にあたっては税収減など厳しい財政状況に鑑み、義務的経費等を除き、令和2年度当初予算比99%以内（マイナス1%シーリング）で要求すること。ただし、隔年で発生する手数料等の経費や令和3年度以降新たに発生する経費に限り、枠外の要求を認める。また、すべての費目において予算査定の対象とする。

また、消耗品や備品費等の事務関係経費の節減を図り、必要最小限の経費を要求すること。

(2) 投資経費【政策A】

普通建設事業等（ハード事業）に係る経費であり、事業実施に伴う人件費を含めたランニングコスト等の後年度における負担についても検討を行い、事業の必要性、効果を明確にした上で、必要最小限の経費を要求すること。

(3) 政策経費【政策B】

政策的事業（ソフト事業）、繰出金及び各種補助金等に係る経費であり、積極的なC A P Dの活用により、継続・拡充・廃止・新規事業の創設などについて判断し、実効性のある事業として要求すること。特に補助金については、交付対象及び目的、効果について十分に検討し、最少の経費で最大の効果を生み出す取組とすること。